(B)　工事種別　電気設備工事
次のａ．からｄ．までの要件を全て満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む））の施工実績を有すること。
ａ．規模　(A)ｂ．に同じ
ｂ．階数　地上３階以上
ｃ．用途　(A)ｄ．に同じ
ｄ．工事種目　電灯設備及び火災報知設備
なお、電灯設備と火災報知設備が別々の電気設備工事の実績であってもよいが、それぞれ上記ａ．からｃ．すべての条件を満たす工事とする。
(C)　工事種別　暖冷房衛生設備工事
次のａ．からｄ．までの要件を全て満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む））の施工実績を有すること。
ａ．規模　(A)ｂ．に同じ
ｂ．階数　地上３階以上
ｃ．用途　(A)ｄ．に同じ
ｄ．工事種目　空気調和設備及び給排水設備
なお、空気調和設備と給排水設備が別々の暖冷房衛生設備工事の実績であってもよいが、それぞれ上記ａ．からｃ．すべての条件を満たす工事とする。

イ　経常建設共同企業体においては、当該経常建設共同企業体の構成員のうち１社は「同種工事の実績」を有し、その他経常建設共同企業体の構成員（以下「その他構成員」という。）は平成17年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記(A)から(C)までの要件を満たす工事の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設共同企業体の場合の構成員の実績は、協定書により確認できるものに限る。
(A)　工事種別　建築工事
次のａ．からｅ．の要件を全て満たす工事（建築物の建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事）の施工実績を有すること。
ａ．構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
ｂ．規模　１棟で延べ面積5,000㎡以上
ｃ．階数　地上３階以上
ｄ．用途　(3)⑧エ(A)ｄ．に同じ
ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工実績であること。
(B)　工事種別　電気設備工事
次のａ．からｅ．の要件を全て満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む））の施工実績を有すること。
ａ．規模　(A)ｂ．に同じ
ｂ．階数　(A)ｃ．に同じ
ｃ．工事種目　電灯設備及び火災報知設備
ｄ．用途　(A)ｄ．に同じ
ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工実績であること。
(C)　工事種別　暖冷房衛生設備工事
次のａ．からｅ．の要件を全て満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む））の施工実績を有すること。
ａ．規模　(A)ｂ．に同じ
ｂ．階数　(A)ｃ．に同じ
ｃ．工事種目　空気調和設備及び給排水設備
ｄ．用途　(A)ｄ．に同じ
ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工実績であること。

ウ　複数の建設企業が上記アの(A)から(C)までの工事種別毎に分担する場合は、各々分担する工事種別について同種工事の実績を有すること。また、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事で工事種目を分割して工事を分担する場合は、それぞれ分割する工事種目ごとに同種工事の実績を有すること。

エ　複数の建設企業が同一工事種別の工事を共同して行う場合又は工区を分割して工事を分担する場合は、１者が同種工事の実績を有し、その他の建設企業は、上記イの(A)から(C)の実績を有すること。

⑤　次のアからウに掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を、当該工事に専任で配置できること。ただし、事業契約締結日から工事の始期までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。

なお、第一次審査資料提出時点において、配置予定技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。

さらに、在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年５月31日付け国土建第119号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）において定められた在籍出向の要件に適合していること。

ア　工事種別　建築工事
(A)　配置予定技術者は１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。
ａ．一級建築士の免許を有する者
ｂ．建設業法第15条第２号イ又はロに掲げる者と同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた者
(B)　平成17年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次のａ．からｅ．までの要件を全て満たす工事（建築物の建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事）の施工経験を有すること。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。
なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合の取扱いは(3)⑧アによる。
また、上記期間に事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その従事期間と同等の期間を平成17年４月１日以前の期間に加えることができる。従事期間は年単位とし、１年未満の場合は切り捨てた期間とする。なお、事業促進ＰＰＰとは、測量・設計・用地等の委託業務や地元説明会、関係機関協議等の業務を効率的かつ短期間で実施するために、民間の技術力を活用する手法を言う。
また、平成17年４月１日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部（旧建設大臣官房官庁営繕部を含む。）又は各地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係る施工実績にあっては、工事成績評定が65点未満のものを除く。
ａ．構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
ｂ．規模　１棟で延べ面積5,000㎡以上